

東京貨物運送健康保険組合加入者 各位

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

標記の件につきまして、令和7年度税制改正において特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る年間収入要件について、下記の通り取扱いが変更されます。

なお、この年間収入要件以外の要件に変更はございません。

記

1.見直し概要

・認定対象者が19歳以上23歳未満である場合は従来の130万円未満から150万円未満へ変更となります。

2.対象者

・年齢19歳以上23歳未満の親族である扶養認定対象者
ただし、被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）は除きます。
学生であることの要件は求められず、その年の12月31日現在の年齢で判断いたします。

3.適用年月日

・令和7年10月1日

(1)令和7年10月1日以降受付いたしました扶養申請（増加申請）に関しては以下のような基準で審査いたします

- 令和7年9月30日以前が認定日の申請は、130万未満
- 令和7年10月1日以降が認定日の申請は、150万未満

(2)現在加入中の方（被扶養者確認調査）

○本年調査は6年度収入から令和7年9月現在での収入確認となることから130万円基準での審査といたします

以上

東京貨物運送健康保険組合
業務部 資格課 資格係

T E L 03-3359-8164

F A X 03-3359-8202

Mail : tokashikaku@xrh.biglobe.ne.jp